

令和 7 年度 白井市監査計画

1 基本方針

令和 7 年度の監査等の実施に当たっては、事務の正確性や合规性はもとより、最少の経費で最大の効果を上げているかといった経済性、効率性、有効性の観点を重視するものとする。

また、監査等の実効性を確保するため、過年度の監査等における指摘事項についての改善状況の確認にも留意する。

2 主たる監査項目及び着眼点

監査等の実施にあたっては、主に次に掲げる項目及び着眼点について行うものとする。

- (1) 職員の配置状況及び事務分掌が、適正かつ合理的、効率的に行われているか。
- (2) 予算の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
- (3) 事務事業の執行及び管理運営が、適正かつ効率的に行われているか。
- (4) 工事及び委託事業等の契約事務が、適正かつ効率的に執行されているか。

3 実施予定の監査等の種類及び対象

(1) 定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを重点に監査を実施する。

この場合において、特に財務に関する事務の執行については、事務書類の正確性等について審査する。

監査は、全部課等を対象とし、原則として隔年で実施するものとする。

対象期間は、次項「4 監査等の種類別実施予定時期」に定める別表中、4 月から 9 月までに予定されている監査については、令和 6 年度とし、10 月から 3 月までに予定されている監査については、令和 7 年度とする。なお、必要に応じて前回実施した監査以降の事務の執行状況についても対象

とする。

監査を実施する前に事務局職員は監査委員に対して、予備調査の結果について報告する。

(2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか定期監査と併せて監査する。

(3) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

令和6年度を対象期間として、市が財政的援助を与えている団体について、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、補助金等の交付目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、所管部課等が当該団体に対して、指導助言及び財政状況の確認を適切に行っているかを重点に監査を実施する。

監査対象機関は、市が交付した補助金等が500万円以上の団体から選定する。

(4) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

令和6年度を対象期間として、関係諸表の計数の正確性を確認するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかを重点に審査を実施する。

ア 一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査

決算書等の証書類の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、予算執行及び財産管理の状況について、適正に執行されたかを審査する。

イ 公営企業会計決算審査

決算書等の証書類の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、経営成績及び財政状況等について審査する。

(5) 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

令和6年度を対象期間として、基金の運用状況を示す書類の計数が、適正なものとなっているか確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿い、適正かつ効率的に行われているかを重点に審査を実施する。

(6) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

令和6年度を対象期間として、健全化判断比率及び資金不足比率の算定が適正に行われているか、それらの算定の基礎となる書類が、適正に作成されているかを重点に審査を実施する。

(7) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

各会計の毎月の現金の出納等について、計数が適正なものとなっているか、証拠書類も含めて検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを重点に検査を実施する。

この場合において、監査委員は、会計管理者に対し一般会計及び各特別会計についての検査を実施する。また、公営企業担当部課長に対し、水道事業会計及び下水道事業会計についての検査を実施するものとし、その対象月は、5月、7月、10月及び1月とする。

検査は、原則毎月20日と定めて実施するものとし、検査を実施する前に事務局職員は監査委員に対して、予備調査の結果について報告する。

なお、検査の一環として、各課等に対し現金検査（釣銭資金又は前渡資金）を実施する。

4 監査等の種類別実施予定時期

監査等の種類別実施予定時期、対象部課等は、別表第1のとおりとする。

5 監査等の実施体制

監査等の実施体制は、次のとおりとする。

- (1) 監査委員監査は、監査委員が行う説明聴取等を実施する監査とする。
- (2) 予備調査は、監査委員監査を実施する前に事務局職員が行う調査とする。
- (3) 実地検査は、監査委員及び事務局職員による実地の検査とする。
- (4) 書面審査は、監査委員及び事務局職員による書面の審査とする。

6 監査等の結果における区別の決定

監査等の結果における区別の決定に当たっては、本計画に定める監査の着眼点の各項目に照らし別表第2のとおり区分するものとする。

7 監査結果等の報告・公表

監査等の結果については、速やかに市長及び議会議長へ提出するとともに、監査委員事務局のホームページや情報公開コーナーを活用して、市民に積極的に、かつ、わかりやすく公表を行う。

また、講じた措置の内容についても同様に公表を行う。

8 監査結果のフォローアップ

- (1) 監査結果に基づく改善措置が適切になされているかを把握、確認するとともに、必要に応じ措置状況の報告を求める。
- (2) 監査結果やそれに基づき講じられた措置の内容について、全執行機関等における情報の共有化を図る。

9 その他

本計画に定める各監査のほか、監査を実施する必要性が生じた場合は、その都度監査委員が協議し実施する。